

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		要保護者に対する調査及び検診
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		生活保護法
条 項		第 2 8 条第 1 項
所 管 課		区役所 健康福祉部 福祉課
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状況その他の事項を調査するために、要保護者について、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。
備 考		